



朝日訴訟の争点(1)

著者	小倉 襄二
雑誌名	人文學
号	68
ページ	100-112
発行年	1963-12-20
権利	同志社大学人文学会
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000002517

資料

朝日訴訟の争点―(一)―

小倉 襄 二

I 発 端

「それは、ほとんど人々の知らないあいだに始まっていました。厚生大臣を被告とする行政訴訟、この無謀にも見える前例のない企ては、はじめは、まったく個人的な怒りから出発したのだ」(小林昭・一点の火花から・国立岡山療養所・朝日訴訟対策委員会・一九六一年十二月・一頁)この「一点の火花」という表現を朝日訴訟をとらえるときには、決して、軽くみすこしてはならないと思う。昭和三十一年八月六日に岡山県知事宛不服申立添付診断書によると、朝日氏の身体状況がどのような状態であったかがはっきりする。病名は肺結核であり、昭和十七年四月十四日入所、昭和三十年九月十三日、喀血以来、現在迄血痰持続し、小喀血をも断続し、両側有空洞性混合性結核にて、安静度一度にして栄養体格不良と診断されている。「戦後療養所の民主化運動のなかで思想的に成長し、日本患者同盟の中央委員、岡山療養所の患者自治会の委員長として活動」(小林・三頁)した経歴をもっていたとはいえ、外部からの眼としては、気力・体力ともに、

この困難な訴訟を維持し闘いぬく状態にあったとは考えられない。「朝日さんは低肺機能者である。両肺併せて一、〇〇〇CCしかない。ふつうの人の三分の一以下である。……左肺は全く機能をなくしに荒れはてた肺である。医学用語では、荒蕪肺とか破壊肺とか言われている。肺の組織といっしょに、肺の中を流れている血管壁も破れ血液が流れる。一年中たえ間なくでる血痰はそこからであるであろう」(児島美都子・判決をひかえて・朝日訴訟中央対策委員会・一九六二年十二月・一頁)医療ケースワーカーとして、朝日訴訟に終始、協力し、第一審では朝日側の証人としても出廷した児島美都子氏の記述にもこのことが証明されている。児島氏によれば、このような病苦にもかかわらず、朝日氏は、暗さやみじめさもなく、ひたすらに未来を信じ、自らの役割を信じ、周囲を信じて闘っていると批評している。国民の生活保障の基本的権利に決定的な影響をもつこの訴訟のスタートした「条件」をはっきりとみつめるために、これらの記録は意味をもってくる。この「一点の火花」を支えたものの中には、朝日氏の行為―主体性の重さがある。「政治的無関心の一〇年間に際際めだったのは、人々が年一年と、公共の害悪にたいするに私的な解決を求めてきている事実である。……そして、人々は自分の悩みを自分だけの個人的な事情と感じるようになる。……私的な関心が、公共的関心に結びつくことがあったとしても、人々は―蔓延する政治的無関心につつまこまれて―自分たちにはささやかな変革さえをも生みだすだけの力はないと諦めるようになる」

(E・P・トムソン・新しい左翼・福田外訳・岩波・一九六三年・九頁)、英国の福祉国家状況における無関心 (Apathy) をとらえたこの提言も朝日訴訟にとっても深くかかわるものをもつ。個人の無力感の表現、一成熟しすぎた社会の帯びる重大な特色―、倭少なエゴイズムから、消費ブームにのった新しいファミリズムに至るまで、この一般的傾向は私たちの周辺にみなぎっている。E・P・トムソンは「公衆としての行動から期待できる結果は、費した努力にくらべればいつだってお粗末なものでしかない。制度そのものがあまりにも深く現状維持にかかぶりあうようになってしまったために、反対者のエネルギーはいつのまにか分散されてしまい、とても権力の中枢にまでは届かないと思いきまれている」ともいう(新しい左翼・一〇頁)。この考え方からいうと、朝日氏は、個人として、そのように考えなかった。現段階では、朝日訴訟は、大きな組織のなかで守られている。朝日氏も、「組織があればこそできたんだ。組織がなくて何ができるか」と口ぐせのように言っており、第二審の判決にむかっては、五百万人署名、全国活動者会議、岡山―東京間行進などと、さまざまな支援の組織化がめざましく展開している。長宏氏(朝日訴訟中央対策委員会事務局長)は「思えば運動も大きく前進した。訴訟のはじまった頃、(昭和三十三年八月)誰が今日の状態を想像しえただろう」という。新井章氏(弁護士、朝日側代理人)も、「朝日訴訟は、権利がそのために闘うことよってのみかちとれることも教えた」というみだして朝日氏が「人間らしい生活」の保障を要

朝日訴訟の争点

求して、闘いをはじめたのは、昭三十一年七月、朝日氏は、福祉事務所でけられ、岡山県知事にけられ、さらに厚生大臣からも異議申立を却下されたけれども、これを最後の手段である訴訟にもちこんだ。「その際にも相談をかけた一、二の弁護士からは勝ち目がないと二の足をふまれ、患者自治会や日患同盟自身も同じ理由から提訴には消極的であったりしました。が朝日さんはこれらの人達を熱心に説き文字通り空手空拳のまま法廷闘争を開始したのです」という。(新田章・権利闘争としての朝日訴訟・賃金と社会保障・所収二八八号・一九六三年八月・一六頁)、生活保護法(昭和二十五年五月四日・法律第一四四号)の保護基準を基礎とする当時の六〇〇円の長期入院患者の日用品費は、とうてい健康で文化的な生活どころか、生きることさえ保障されない内容である。―このことへの切実な怒りが朝日氏を訴訟へと決意させたのである。E・P・トムソンは「孤立した個人は、他の個人との団結なしには、いつの時代にも、自分の社会環境を変革するような力はないと感じ続けてきたものだ……だが最近では、これらの通路を利用して自分の問題をかたづけける努力をやり甲斐があることと思う人々が、ますます稀になってきている。ここで重要なのは『やり甲斐』という発想である」という(新しい左翼・一〇頁)、「やり甲斐」というニュアンスではないが、朝日氏の主体的な透徹した事態の把握と、なににも増して、「虚偽」と「修飾」にみちた、生活保護法の運用に対する怒りが組織への通路を切り拓いたというべきである。

朝日訴訟の「個性」と「重さ」はこの決断の主体性をとくに評価することなしには把握することはできないと考える。

Ⅱ 不服申立について

朝日訴訟は、生活保護法、第九章、不服申立、第六十九条（訴の提起）によって行われた。条文は、「この法律に基く行政庁の決定又は裁決に不服のある者は、その処分に関し行政庁の行った事実の認定及び法律の適用につき行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）の定めるところにより、裁判所に訴を提起することができる」となっている。朝日氏の主張の基礎となつてゐる不服申立は健康で文化的な最低生活を維持することが「権利である以上、その権利の保障は生活保護法のなかで、積極的なたちで表現されなければならない。この「権利」とは『自己の生活分野において法的効果を具現し、保全しその侵害を排除するため、何らかの具体的な請求権が法律によって賦与され、保障されていること』をその要件とすると解されている（小山進次郎編「社会保障法」Ⅱ・一〇八頁）公的扶助にとつて、生存権、保護請求権の根拠となる憲法二五条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」は、憲法それ自体の規定においては実定法上の請求権としての具体的意義をもつものではないという見解をとるとして、生活保護法の第九章（六四条―六九条）の不服申立制度によつて保障されることによつて、真実の意義において『権利』として充実されるとみてよい」（小倉・「公的扶助」・六三一―六四頁）

小川政亮氏によれば「社会保障の権利定着化の問題」として、何らかの社会保障的給付を受けることが要保障者の権利として、したがつて、給付が給付主体の義務として行なわれるものであることが明らかになつていなければならない。……公的扶助ないし社会事業立法（社会福祉立法ともいわれている）の領域では、抛出を前提とする社会保険とことなり、無抛出の一般財源——といっても実は、人民は直接、間接に税負担しているのだが——によることを理由に、戦前においては権利性は明確ではなかつた。戦後の旧生活保護法でも行政当局の見解では、保護請求権は否定され、現行生活保護法に至つて、ようやく明文で解決された。（第二条——すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護も、無差別平等に受けることができる）さらに、これらの給付請求権は、その自己貫徹のために、それが違法または、不当な保険者ないし行政機関の処分や行為によつて侵害され、もしくは不満を与えられた場合に、その救済を求めて異議を申立て、審査を請求し、最終的には訴訟を提起して裁判による解決を求めることができなければならない。すなわち、社会保障における給付請求権は、争訟権ないし訴訟としての権利でもあることを要するという観点である。（小川政亮・社会保障の権利定着化の問題・日本法社会学会編・憲法意識の定着・一九六三年四月所収・七三―七四頁参照）さらに、さきに引用した新井章氏は、朝日氏の不服申立の権利行使について、「権利」はただ、それが法律の上に謳われているだけでは、まだ本当の権利としてあるとは言えませ

ん、それは紙の上の「権利」にしか過ぎません。……朝日さんの闘いは、どんなに貧しい者でも、どれほど健康を失した者であろうとも、権利へ正しい確信と闘い抜くだけの根性があれば、強大な権力を相手に闘うことができ、また闘いに勝利することができることを教えています」と述べ、朝日訴訟を法律家の立場からとらえて、「朝日さんの訴えが個人の具体的な要求内容でありながら、同時にそれがただちに国の社会保障の水準、あるいは生活保護の水準そのものについたいする不服であり、挑戦であるという点にも大きな問題があり……生活保護政策の基本的な態度決定である保護水準の定めを、そのまま訴訟上の問題とできるか。司法裁判所の判断に求めることができるかという問題があった。

……朝日さんが生存権の問題をあえて法廷に提起したため、今日の生活保護、ひいては社会保障の問題の本質に鋭いメスを加えることができ、……国会審議や集団交渉の場では、いつも政府はのらりくらりとあいまいな答弁で逃げ廻ってきましたが、さすがに法廷ともなるとあいまいな答弁ではすまなくなりました。そこで政府、厚生省はいや応なしにその思想の本質を吐かざるを得ませんでした、もしごまかしが見えられれば苛しやくなく追及されることになるのです……権利闘争の主たる場合は、もちろん法廷外にあります、その重要な一環としての法廷闘争の独自の意義を、われわれはそこに見出すことができますし、この点でも朝日訴訟は、そのもっとも良き実証となりえたということが出来ます」と具体的な法廷闘争としての位置づけをあくらかかにしている。(實金と社

朝日訴訟の争点

会保障・No.187号・一四頁・朝日訴訟勝利のために・中央社保協朝日中央対策委・一七頁参照)

さらに歴史的な視点を導入すれば、わが国の公的扶助史が、徹底した要救済人民の権利抑圧と公的救助義務責任の回避によって貫徹されていたことに想到すれば、史的展開に劃期的な事件としての位置づけも可能となるであろう。明治らしいの国家権力が極貧―無告の無産人民の生存権への志向を剣奪しつづけてきた、暗黒、陰惨な生活史のそれぞれの局面に連結してみれば、さらに朝日訴訟における不服申立の鮮烈な意義がうかがえることになるであろう。

註 不服申立の争訟は非常にすくない。行政段階でも非常にすくなく、多くは、実施機関としての都道府県知事段階にとどまる。一九五一年より一九六一年に至る間に、都道府県知事に対する不服申立は一一六八件のみである。(内却下一〇四〇件)さらに不服申立に対する知事の決定を不服として厚生大臣に対し申立を行ったものは、一九五〇年度より一九六一年において、わずかに九一件(内却下七四件、差戻し一〇件、その他七件)である。(厚生省社会局保護課資料)毎年、保護申請の一割位にあたる三万件前後が申請を却下され、また毎月五万人前後が保護を廃止されていることからみれば、この不服申立はあまりにも少数であるといえる。英国の例では不服申立は、一九五八年度だけで、一四、一三七件、一九

朝日訴訟の争点

五九年度一〇、二四五件、一九六〇年度七、三二一件(被保護者数一八五万七千人)である。(N. A. B. Report)。小川政亮氏によれば、被保護者が不服申立のできることを知らなかったためというより、保護のやり方―給付内容を含めて―に不満な者は非常に多いのだが、保護の実施機関が収支認定の内訳といった保護決定理由の具体的な説明をしないため争点を明確にして争うことがむづかしいという場合が多い他、不満な点があつきりしても、それでも不服申立にあえてふみきることを躊躇させるような阻害的要因が、保護基準が低く、収入認定要領がきびしい行政であるだけに余りにも多いということにもよる……制度面での生存権定着すなわち実体的給付内容が貧弱であるために、生存権貫徹のための争訟権の行使も困難にさせられるという矛盾である」と指摘している。(小川政亮・社会保障の権利定着化の問題)

Ⅲ 争点について

生活保護法(第四條(保護の補正性)2項―民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする)の親族扶養優先によって、津山の社会福祉事務所は、三五年間音信不通の兄を発見して、朝日氏に一五〇〇円の送金を命令した。その間の事情を朝日氏は「生保患者には六〇〇円しか金を使うことは認められていない。だから兄が苦しい生活の中か

ら送ってきた一、五〇〇円も私の手もとには六〇〇円を残し、毎月九〇〇円は国がとりあげるといふのだ。一年余りの咯血、血痰がつづき、病状は悪化の一途をたどっている。食欲などほとんどない。療養所から出される画一的な食事はノドを通らない。どうしても生きるのだ!という意志と食欲とは逆比例するような状態、そのためにこの一、五〇〇円が使えたら、せめて一、〇〇〇円でも使えたらと思うのが無理だろうか」といっている。重症患者だから給食だけでは栄養が不足だから、補食の必要がある。補食費として四〇〇円認めてほしい。六〇〇円と四〇〇円をつけ加えて、一、五〇〇円差引いた五〇〇円に自己負担を減らしてほしいという訴えであった。このことは、生活保護法(第八條(基準及び程度の原則)、保護は、厚生大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で渡すことのできない不足分を補う程度において行うものとする。2前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、健康状態その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする)の条文によって、保護基準がきまってくるので、朝日氏が一、〇〇〇円以上にしてほしいという申立をしたのは、法律的には、厚生大臣の六〇〇円という生活保護水準の決定自体を法律に違反するものとして是正してほしいという意味をもってくる。

A 朝日側の主張・争点・証言

〆(1) 生活保護法第八條で厚生大臣のきめた当時六〇〇円という保護基準自体が生活保護法の第八條二項、あるいは、(第三條

(最低生活) この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならぬ。V A 第五条(この法律の解釈及び運用) 前四条に規定するところは、この法律の基本原理であつてこの法律の解釈及び運用

は、すべてこの原理に基いてされなければならないVなどの条文に違反する。ひいては憲法第二十五条にも違反するものだと主張する。争点としては、憲法第二十五条にいう健康で文化的な最低限度の生活を現行の保護基準では充たしているかどうかということに絞られる。新井章氏は、この点を「憲法第二十五条にかわつて、国の政府の義務を具体的に法律的なものとし、これにもついで国や政府は国民の請求をこぼむことができないというのが生活保護法の趣旨である。……国民の一人一人が努力をしても、なおかつ、その水準に及び得ない、いわゆる要保護者の場合には、国が進んで、それらの人にたいし、健康で文化的な生活の水準を保障しなければならぬ……その水準は、たんに生理的に死なない。つまり単に生存するというこの水準ではなく、いろいろな内容をもつ文化的な生活の水準を示している。……その把握はかんたんなものではないが、科学的・合理的に生活内容をとらえることによつて、かならず、その中の最低の水準が算定可能なのだと考へる。年々の国の予算額とか政治的な努力のいかんによつて左右されるべきものでないことは当然である。……その国の国民生活をみとおすなかで、必ず結論づけられるもので……厚生大臣が六〇〇円あれば身の回りの被服にしろ、あるいは保健衛生費

にしろ、それらすべてがまかなわれるというような決定は、いかなる意味においても、今の時点においてのわが国の国民生活の文化的な最低の水準をみたすものということとは到底言えない」といつている。

(2) 主張の第二点は、生活保護法のA第十二条(生活扶助)生活扶助は、困窮のため最低限の生活を維持することのできない者に対して左に掲げる事項の範囲内において行われる。一、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの、二、移送、V生活保護の方法として、月々生活扶助を行わなければならない。生活保護は最低の水準を維持できない日常生活の需要をみたすため……いわば、要保護者の生活必需品をまかなうために定められたもので、したがつて、厚生大臣が日用品費というような名前で呼んでいるのは、生活保護法という法律上では根拠がない。……むしろ、法律は生活必需品としての支給の義務を第十二条で定めている。この点からいふと、画一的な国立療養所の給食ではまかなうことのできない、あるいは、重症患者の場合にはどうしてもまかないきれない栄養、あるいは嗜好の補食のための費用というのは、いわば、生活の必需物資の費用であるというふうに言わなくてはならない。原告朝日氏の場合には、現状の栄養給食では、病状は悪化するばかりであつて、どうしても、それを補うための最低月四〇〇円以上の現金がある。だから、この意味でも朝日氏に対する月六〇〇円の決定は、生活保護法の第三条、第五条に違反するものである。補食費はおろか、療養生活に不可欠の品

目も含まれていない六〇〇円の日用品費で、健康で文化的な最低限度の生活が維持できるのか、どうか、争点となる。

(3) 主張の第三点―生活保護法(第三十四条(医療扶助))医療扶助は、現物給付によって行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によって行うことができる」と定められている。厚生省側のいうように日用品はあくまで日用品のための費用としてあるので、補食費というような費目は包含されるべきではない。あるいは、国立療養所の入院患者は現場給付されるのだから、日用品費の増額分として要求するのは誤っていると、基本的に朝日氏の入院生活に与っては、四〇〇円の補食費は不可欠の費用なのであるから、生活保護法第三十四条の金銭給付の規定を適用して補食費を出すべきであるという主張になる。まして、国立療養所の給食は、人員設備が不十分で、加えて、給食費が低いので、病気を治すためには、どうしても栄養補給の補食が必要であるのに、その補食費を無視したのは違法である。(賃金と社会保障・NO.187・五一―六頁朝日訴訟勝利のために・一〇一―一頁参照)

C証言について、第一審は現地公判をふくめて延べ十四回開権、朝日側二〇名、厚生大臣側一〇名、書証も朝日側六五点、厚生大臣側一〇名で、量質ともに朝日側が圧倒していた。

木村禮八郎参議院議員の証言―渡辺良夫氏(原告代理)の予算編成の主旨に関する答弁として、木村氏は、「私は財政の方を専

門に研究して参ったんでありますが、私の見解によれば、財政というものが政治政策というものの物質的裏づけなんです。憲法 of 精神を生かすその具体的方法というのは財政的な裏づけによって生かされるわけで、憲法二五条ではこれを具体的に実施するためにはどうしたら良いかというためには、それは具体的には予算という裏づけに基いてこれを実行するよりほかないわけです。(朝日訴訟中央対策委員会・朝日訴訟証言録・一三七頁)「生活保護費についてみますと一般会計予算の占める比率は毎年減ってきているわけです。……昭和三〇年の三・五%から昭和三四年には、

二・九%にまで下ってきている。こういう点をみまして、こういう予算の組み方、つまり、我々の税金の使い方は、果して、憲法の精神に合ったものであるかどうか非常に私は疑問だと思っておりますね」(同・証言録・一三八頁)、とくに防衛費との関連を鋭くつき、三一年度の予算編成の際、厚生省が養護児童の一日の食費を五七円六銭を六七円四二銭に引きあげたいと考えたときの処理の仕方を紹介している。当時の養護施設児童の食費は「野犬狩り」の飼育料とくらべられるようなひどいものであり、一〇円三六銭引上の予算総額は一億七六〇〇万円であった。ところが大蔵省は財源がないという名目で、それを削って一〇円三六銭の要求を四円六二銭切り下げ、六一円六八銭とした。この結果、一億七、六〇〇万円の要求が七、七〇〇万円に減ってしまった。これでは、養護児童に果物をたべさせて、ビタミンCを補給できないと厚生省の養護課長が嘆いたというのである。当時の防衛計画で、ジェ

ット機三〇〇機をつくる計画であった。一機一億六、〇〇〇万円である。木村氏は国会で、予算がないというが、ジェット機一機節約すれば、この養護児童のビタミンC補給はできるではないかと提案した。木村氏の立場からは、そのような、防衛費を年々膨脹する姿で計上することは、憲法九条との関係で憲法違反と考えるが、一步譲って、どうしても、防衛費を計上しなければならぬのなら、養護児童を救ってから、その予算を編成してから後に余裕があったらやるべきだと証言している。(第十回公判)(同証言録・一四二頁)

藤本武氏(労働科学研究所経済学研究室長)——「人間らしい生活をするために、どうしても必要な『最低生活費』と死なないためのぎりぎりの『最低生存費』とがある。こういう二つのグループに分れますので、この上のほうの線がいわゆる最低健康、体裁、愉快水準、つまり最低の健康を保持し、最低の体裁水準も保持し、愉快も保持できるという線と考えるべきじゃないだろうか、それから下のほうは、これは一諸に協力しました医者のお話でございしますが、この四、〇〇〇円を下回りますと肉体的ならびに精神的に危機的な現象が生ずるとこういうように規定していいんじゃないかと——いわゆる一般通念から行きますと、上の方の七、〇〇〇円が最低生活費で、下の方の、四、〇〇〇円というのが最低生存費というような見方になるんじゃないかというように結論致しました。(同証言録・一四八頁)この昭和二十七年の二つの基準を昭和三二年(朝日訴訟開始の年次)にひきなおしてみると

朝日訴訟の争点

のくらいになるかという新井原告代理人の質問に対して、藤本氏は、最低生活費は八、〇〇〇円／八、五〇〇円、最低生存費の方は四、五〇〇円ないし、それを若干上回る程度じゃないかと思っ
ていると答弁している。(同証言録・一五〇頁)堀江正規氏のこの部分に関連する要約では、最低生活費＝労働者と労働者家族の社会的に平均的な、その意味で正常な再生産費、つまり労働力の価値を考慮した上での生活費の最低限(むろん価値以下)、「最低生存費か」——労働力価値の低下しうる最下限、すなわち労働力が単なる肉体的な再生産として、萎縮した形態でしか維持されないような生活費の最下限、と規定する。さきの藤本証言の数字によると、労働者家族の平均的構成とみなされる夫婦と子ども二人(中学生男子一年と小学生女子一年)にひきなおすと、労研の算定した消費単位は $1.0+0.8+0.85+0.55=3.2$ であるから、最低生活費は $7,000円 \times 3.2 = 22,400円$ 、最低生存費は $4,000円 \times 3.2 = 12,800円$ となる。消費者物価指数(CPI)による補正では一九六〇年、最低生活費二万六、九〇〇円、最低生存費一万五、五〇〇円となる。当時、標準五人世帯に対する生活扶助(二級地)月額一万一、九二〇円であったから、一人あたり一日九五円、一回の食費一八円というものであった。(日本の労働者階級・一九六二年一三四—一三五頁参照)これは最低生存費を下廻るレベルであり、母の知能が高くても、子の知能が低くなるというような、健康で文化的な生活という香りはほとんどなく、ただ生存できるといった程度にすら達しない状況であった。

その他の主張についても、全国多くの国立療養所や国立病院、あるいは私立の病院といったところでの生活実態と統計をたんにあつめて裁判所に提出したことが、判決に実質的な影響を与えることになった。(新井章氏)

現地検証では、浅沼武裁判長が岡山療養所へ出張して、朝日氏をめぐる多くの人々に証言を求めた。給食、補食についての必要、患者の日常生活の生々しい苦しみの実態と、そのような生活をとうてい支ええない日用品費の内訳なども詳細に聴取されている。

B 厚生省側の主張と争点

厚生大臣側の主張は、朝日氏の主張をことごとく否認するものである。すなわち(1)日用品費六〇〇円は品目、数量、価格ともよく考えて作られ、健康で文化的な最低生活を維持するに充分である。(2)国立療養所の給食費は、完全給食の水準を上廻り、なお、個別的にも十分な給食が行なわれているので、補食の必要は認められない。(3)生活扶助費である日用品費は補食のためにまで支給されるべきではない。補食は、病院給食の問題として解決されるべきである。却下した厚生大臣は正当であつて、朝日茂の言い分は全く理由がない。と主張した。厚生大臣側の証人として出廷した尾崎重教氏(厚生省社会局保護課長)は、新井章原告代理人が、日用品の額の水準が、憲法二五条なり、生活保護法の趣旨を全うしているかどうかという質問に対し、「……憲法二五条の解釈は別にしまして、生活保護法では、健康で文化的という表現を使つて

います。しかしその表現自体は、健康で文化的というのは、非常に抽象的な表現でありますので、われわれが考えている最低生活費というものは、結局ある意味では相対的なものだということを間接的に決めていくにすぎないんじゃないかというふうに考えます……これは結局どこに最低の線をひくかということは、これは、その当時の国民生活の実態を見てですね、その国民生活の実態と関連させて決めていかなければならぬ、……一面農村などに参りますと生活保護法の基準なんというものは少し高すぎるんじゃないかと、あれ以下の線でしとして働いて生活保護なんか受けてもやっておる人がたくさんおるんだというようなことで、現在の線の引き方に疑問を持っておられる方もいるということとで……」という発言をしている。(同・証言録・四四頁―四五頁)さらに、最低生活基準と言うのは相対的なものだという発言に関する裁判官の質問に対して、「予算」国の財政あるいは、国民経済そういうものとの関連についての答弁はきわめてあいまいになってしまつている。申請保護の原則についても「まあお互いこういう社会では、できるだけ自分で働いて自分の生活は自分でみるというのが原則だと、どうしても自分で働けなくなつたら言つていらいちしゃいと、まあそういう趣旨なんです」と「権利」とか「不服申立」の設定をはぐらかすようなふざけた発言をしている。

(同・証言録・五一頁)さらに、末高信氏(早稲田大学教授)、尾崎証言をさらに拡大する証言を行った。国民の健康にして、文化的な最低生活というものの線の引き方はむづかしい、その国の全

体の国民経済の生産力・所得水準・国民の生活感情といったものをおりこんでみなくてはならぬと前提して「個々の生活保護を受けておられる方々の個人としての生活感情あるいは、主観的な立場から言えば足りないというふうにお考えになるかもしれません私が私共、それで先程申しましたように、カロリー計算だとか、あるいは衣料についての制度基準たとえばシャツであるとか、下着類は年間一枚、二枚とか……そういうような一定の基準でもって割り出されたものを、やはり私共といたしましては……やや日本人として恥じないところの健康で文化的な生活だというふうに考えているわけでございます。」ここで、教育扶助の充足性について補足し、ひきつづき、日用品費の問題に入り（朝日氏の主張の根拠）それに対して「主観的なお気持、感情的なお気持はともかくとして、国民として、客観的に見ますと、私は十分、まあ十分ということばどうかと思いますが、まあ文化的な線を維持していると思います。たとえば、肌着というようなところにパンツであるとか、ズボンスであるとか、補修の布、縫糸、タオルというようなもの、たりないながら項目としてございますが（肌着二年に一着（1.5640円×1/2×1/12＝1.30円66銭・パンツ（ズボンス）一年1枚120円×1/12＝10円補修布四ヤールのヤキヤク36年1ヤール1.30円×4×1/12＝43円33銭縫糸・三〇刃10.35円×3×1/12＝8円75銭タオル年間二本1本70円×2×1/12＝11円66銭……六〇〇円の費目・数量、の算出の一部一小倉）、私共まあ日本のチベットの言われる岩手県の山岳地帯であるとか、あるいは離島ですね、……

朝日訴訟の争点

およそ着たきり雀ではだして走り廻っている子供というのが日本の児童の中のどれ位のパーセントでございましょうか、……肌着なんかはお母さんやお姉さんのお古を三年に一遍くらいいたいで着ると。日に灼けて汁で赤く煮しめたようなものを着て走り廻っているというのが一般の姿である」とのべ、さらに、数多くのショッキングな発言をした。「日本の国民のなかでちり紙でもって用をたすという方がどの位あるか、ちり紙も使えないで、わらとかあるいはそのほかいろんなもので用をたしている階層が非常に多い」とか「日本の国民全体が歯みがきと歯ブラシを使っているとは、私考えないんです」。新井原告代理人が、末高証言を追いつめて、「証人は、どうも質問に端的にお答えにならないで、国民全体と避けられるように思っています、……証人は、たとえば、入流患者の場合、六四〇円という生活費が支給されているケースについて、国家予算ということを一応除外して考えた場合、これで果して生活できるかどうか。どの程度の生活ができるか、証人がいわれる単に生存じゃなくて、将来回復し、社会復帰するということをも前提とした、そういう生活ができるかどうか、ということについてお伺いしたい」という質問に対して、「そのイエスかノーかで、答えろというなら、私は、できると答えます」と断言している。（同・証言集・六〇頁）渡辺良夫弁護士は「満延の失笑をかった」と批評している。その外厚生省側の証人は、重症の結核患者に十分な栄養価が病院給食によってまかなわれているそれ以上補食の必要がないと発言しておきながら反対尋問によ

って、やはり、病気をなおしていくためには、補食は欠かすことはできないと本音をはかざるを得なかったという結果となった。大勢の気の毒な生活保護患者のために、違法かもしれないが軽費制度というのを運用して、六〇〇円以上のものを患者に与えざるを得なかったという実情がかえってあきらかになった。

第一審判決一要旨

一、生活保護法は、憲法二十五条の規定する理念にもとづいて、国に国民の最低生活を具体的に保障する法律上の義務をおわしたものである。生活保護法第三条によれば同法によって保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。しかして第三条は、単なる訓示的、方針的な規定ではなく、具体的な効力規定である。

一、「健康で文化的」とは国民がかろうじて生物としての生存を維持できるという程度のものでなく、「人間に値する生存」あるいは「人間としての生活」といい得る内容をもつものでなければならぬ。

一、最低限度の生活水準を判定するについて注意すべきことの一つは、現実の国内における最低所得層、たとえば低賃金の日雇労働者、零細農漁業者等、いわゆるボーダーライン層に位する人びとが、現実維持している生活水準を、直ちに生活保護法の保障する「健康で文化的な生活水準」に当ると解してはならない、ということである。

一、この層に属している人びとは証人末高信の証言によれば相

当数におよび、その多くは最低所得で労働に従事し、何年に一枚の肌着で安んじ、はだして走りまわり、歯みがき歯ブラシも使わず、用を便ずるにも紙をもつてし得ないというような状態をつづけながらも、なお一応の健康を維持して生活しているというのであるが、健全な社会通念からいえば、これらの生活が果して健康で文化的な最低限度の水準に達しているかどうかは、はなはだ疑わしいといわねばならない。また最低限度の水準は決して予算の有無によって決められるものではなく、むしろこれを指導支配すべきものである。

一、日用品費の費目を詳細に検討してみると入院入所中の患者にとり、現実に必要な不可欠なものとして多くの患者が要求するものは、修養娯楽費、ペン、インク、ノート、男性の場合はクシ、カミソリ、クリーム、メンソレ等がある。これらのうちとくに修養娯楽費についていうならば、療養の効果的な治療に患者の精神的、心理的要素が重大な関係を有することは周知の事実であり、特に長期にわたって、療養をつづける患者にとっては宗教書その他の精神的修養に関する書物を読んだり、文化的サークル活動に参加したり、適切な娯楽を得ることによって単調な長期療養生活に耐えるための精神的支柱を見出すことが必要であるということが出来る。

本件保護基準が右費目を全く考慮にいれていないのは不当である。

一、いかなる栄養価に富む給食であってもそれが事実上患者に

とって摂取不能のものであつては何にもならない。給食を患者にとつて摂取しやすくするためには、感じのよい食器を使用したり、温食給食を確保したり、盛付を美しくしたりするなど、いろいろな考慮が必要であるが、なかでも最も重要なことはすべてのあるいは大多数の患者が少くとも治療に必要な最少限度の栄養量を摂取できるよう十分な配慮をすることであらう。

ところで保護は要保護の年齢別、性別、健康状態などその個人の実際の必要を考慮して、有効かつ適切に行わなければならないことは前述のとおりであるが、本件の場合補食は原告の健康の維持治療の促進のために必要不可欠である日用品費として補食費を全く考慮しなかつたのであるからこの点において生活保護法に違反することは明らかである。(朝日訴訟勝利のために・一〇一—一頁引用) 東京地方裁判所第二部

裁判長裁判官 浅 沼 武

この判決自体の意義のもつ歴史的な位置、その判決の波及は実に重要な意味をもつ、——とくに憲法二五条について小川政亮氏によれば「国に立法の方針を与える単なるプログラム規定」にすぎないとして、個々の無産人民が本条によせる切実な願いとイメージを無慈悲につっぱね、いたづらに幻滅感を与えてきた「国が生存権の実現に努力すべき責務に違反して生存権の現に障害となるような行為をするときは、かかる行為は無効と解しなければならぬ」と、「保護請求権の賦与の確認」など、生存権条項に実効的意義をみいだすという基本的視点を明らかにした。さらにこの判決

朝日訴訟の争点

を可能としたのは、朝日氏が困難な状況のなかで、憲法と生活保護法をよりどころとして「人間らしく生きる権利」のための闘いを敢然と起し、日本患者同盟、全国生活と健康を守る会連絡会、全日本自由労働組合、社会保障推進協議会、総評などの組織的支援のもとに研究者、医療従事者の協力によって、低い生活保護基準による療養生活の非人間的な実感を丹念綿密に訴訟過程の中で明らかにし、それがいかに憲法と生活保護法という生存権保障のイメージに遠いものであるかをアピールするという方針で訴訟が進められた。裁判官の側も、憲法と生活保護法という生存権や保護請求権は具体的に実現されねばならないとする熱意と確信につらぬかれて、生存権条項を具体的な生活関係の中に定着しようとする態度を貫徹することができたものと考えられる。と適切に指摘している。(社会保障の権利定着化の問題・七六—七八頁)

浅沼判決に対しては、三大紙といわれる。朝日、毎日、読売など各紙ひろって、社説において判決を支持し、政府の生活保護行政に反省を求めめる社説などをかかげた。憲法のこころをまもりぬいた朝日氏と真実をとらえた裁判に対する率直で当然な国民の声であり、争点は圧倒的な比重において朝日氏の論拠が支持されることになった。

IV 朝日訴訟第二審の問題

この判決に対して、厚生省は、一九六五年十一月一日に「第一審」の判決に不満であるとして、東京高等裁判所に控訴するに至

朝日訴訟の争点

り、現在なお、訴訟は進行中である。以下に、浅沼判決に対する厚生省の準備書面と、それに対する朝日氏の側からの準備書面によって、争点をさらに整理しなければならないが、第二審は控訴人が厚生大臣、被控訴人が朝日氏である。そして、裁かれるのは、相変わらず、政府の法定代理人、つまり厚生大臣であって基本的に争点としては何ら変わったわけではないと考えられる。

註 一九六三年十一月四日、朝日訴訟の控訴審の判決があった。

ここでは国（厚生省）が勝訴となり、朝日側の主張をしりぞけた。資料（Ⅱ）として控訴審をめぐる諸問題をあつかいたい。